

第一号議案

平成三十年第四回定例県議会議案に対する教育委員会の意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第二十九条の規定により、知事から平成三十年第四回定例県議会に提出予定の議案のうち、本委員会関係分について意見を求められたので、別紙（案）のとおり回答する。

平成三十年十一月二十日提出

大分県教育委員会教育長 工藤利明

提案理由

知事から照会のあった平成三十年第四回定例県議会に提出予定の議案のうち、本委員会関係分について、別紙（案）のとおり回答したいので提案する。

教委教改第792号
平成30年11月 日



大分県知事 広瀬 勝貞 殿

大分県教育委員会
教育長 工藤 利明

議案に対する教育委員会の意見について（回答）

平成30年11月19日付け財第557号で照会のあった上記のことについて、下記のとおり回答します。

記

原案のとおり提出することに異議ありません。



財 第 5 5 7 号
平成30年11月19日

大分県教育委員会

教育長 工 藤 利 明 殿

大分県知事 広 瀬 勝 貞



議案に対する教育委員会の意見について（照会）

下記のとおり県議会に議案を提出する予定ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により貴委員会の意見を求めます。

記

1 議 案 名

- ・職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について
- ・職員の給与に関する条例等の一部改正について
- ・職員等の旅費に関する条例の一部改正について
- ・公の施設の指定管理者の指定について
- ・公の施設の指定管理者の指定について
- ・損害賠償の額の決定について（専決報告）

2 議案提出県議会

平成30年第4回定例県議会

職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について

1 条例の概要

地方公務員法第26条の5の規定に基づき、職員が大学等課程の履修、国際貢献活動のため自己啓発等休業をする際に必要な事項を定めている。

【自己啓発等休業の概要】

項目	内容
対象職員	職員としての在職期間が2年以上である職員
休業事由	<ul style="list-style-type: none"> ・大学等課程の履修 (例) 大学院、省庁大学校、外国の大学 等 ・国際貢献活動 (例) 青年海外協力隊、シニア海外ボランティア 等
休業期間	<ul style="list-style-type: none"> ・大学等課程の履修 2年 (法科大学院等は特例的に3年) ・国際貢献活動 3年
身分・給与等	<ul style="list-style-type: none"> ・県職員としての身分は保有 ・給与は支給しない

2 改正理由

学校教育法の一部改正により、同法第104条に項が追加され、第4項が第7項へ移動することから、条例第4条第2号の引用条項を整備する必要がある。

【学校教育法の一部改正の概要】

質の高い実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関として、「**専門職大学・専門職短期大学**」を創設

3 改正内容

学校教育法第104条第4項第2号を引用している条例第4条第2号の条項を、以下のとおり改正する。

旧	新
<p>第4条 法第26条の5第1項の条例で定める教育施設は、次の各号に掲げる教育施設とする。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 学校教育法第1条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち、当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものであって同法第104条第4項第2号の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設（自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。）</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>第4条 法第26条の5第1項の条例で定める教育施設は、次_____に掲げる教育施設とする。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 学校教育法第1条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち、当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものであって同法第104条第7項第2号の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設（自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。）</p> <p>3・4 (略)</p>

※学校教育法104条第4項第2号は、
省庁大学校（防衛大学校、水産大学校など）
に関する規定

4 施行期日

平成31年4月1日

項目2 職員の給与に関する条例の一部改正（第2条関係）

項 目	改 正 内 容				備 考
(1)通勤手当	特別急行列車及び高速道路等利用者の利用に係る引上げ				平成31年4月1日 施行
		現 行		改 正 後	
	特別急行列車 利用者	鉄道の利用に係る料金が 月5万5千円を超えてい る場合は、超えた額の <u>3/4</u> に相当する額を支 給		鉄道及びバスの利用に係 る料金が月5万5千円を 超えている場合は、超え た額の <u>4/5</u> に相当する 額を支給	
高速道路等 利用者	高速道路等利用料金の額 の <u>3/4</u> に相当する額を 支給		高速道路等利用料金の額 の <u>4/5</u> に相当する額を 支給		
(2)期末手当 勤勉手当	6月期と12月期の支給月数の改正（期末・勤勉手当4.45月）				
	期末手当	6月期		12月期	
		H30.12以降	改正後	H30.12以降	改正後
	一般職員 (再任用職員)	1.225 (0.65)	1.3 (0.725)	1.375 (0.80)	1.3 (0.725)
	特定管理職員 (再任用職員)	1.025 (0.55)	1.1 (0.625)	1.175 (0.70)	1.1 (0.625)
	勤勉手当	6月期		12月期	
		H30.12以降	改正後	H30.12以降	改正後
一般職員 (再任用職員)	0.90 (0.425)	0.925 (0.45)	0.95 (0.475)	0.925 (0.45)	
特定管理職員 (再任用職員)	1.10 (0.525)	1.125 (0.55)	1.15 (0.575)	1.125 (0.55)	

項目3 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正（第3条関係）

項 目	改 正 内 容	備 考								
(1)給料表改定	任期付職員給料表の一部の号給の給料月額の上上げ	平成30年4月1日 適用								
(2)期末手当	年間支給月数の上上げ（3.30月→3.35月）に係る12月期の 支給月数の改正 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">6月期</th> <th colspan="2">12月期</th> </tr> <tr> <th>現 行</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.65</td> <td>1.65</td> <td>1.7</td> </tr> </tbody> </table>	6月期	12月期		現 行	改正後	1.65	1.65	1.7	平成30年12月1日 適用
6月期	12月期									
	現 行	改正後								
1.65	1.65	1.7								

項目4 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正（第4条関係）

項 目	改 正 内 容	備 考												
期末手当	6月期と12月期の支給月数の改正（3.35月） <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2">6月期</th> <th colspan="2">12月期</th> </tr> <tr> <th>H30.12以降</th> <th>改正後</th> <th>H30.12以降</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.65</td> <td>1.675</td> <td>1.7</td> <td>1.675</td> </tr> </tbody> </table>	6月期		12月期		H30.12以降	改正後	H30.12以降	改正後	1.65	1.675	1.7	1.675	平成31年4月1日 施行
6月期		12月期												
H30.12以降	改正後	H30.12以降	改正後											
1.65	1.675	1.7	1.675											

項目5 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正（第5条関係）

項 目	改 正 内 容	備 考								
(1)給料表改定	第1、2号任期付研究員給料表の一部の号給の給料月額の上上げ	平成30年4月1日 適用								
(2)期末手当	年間支給月数の上上げ（3.30月→3.35月）に係る12月期の 支給月数の改正 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">6月期</th> <th colspan="2">12月期</th> </tr> <tr> <th>現 行</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.65</td> <td>1.65</td> <td>1.7</td> </tr> </tbody> </table>	6月期	12月期		現 行	改正後	1.65	1.65	1.7	平成30年12月1日 適用
6月期	12月期									
	現 行	改正後								
1.65	1.65	1.7								

項目6 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正（第6条関係）

項 目	改 正 内 容	備 考												
期末手当	6月期と12月期の支給月数の改正（3.35月） <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2">6月期</th> <th colspan="2">12月期</th> </tr> <tr> <th>H30.12以降</th> <th>改正後</th> <th>H30.12以降</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.65</td> <td>1.675</td> <td>1.7</td> <td>1.675</td> </tr> </tbody> </table>	6月期		12月期		H30.12以降	改正後	H30.12以降	改正後	1.65	1.675	1.7	1.675	平成31年4月1日 施行
6月期		12月期												
H30.12以降	改正後	H30.12以降	改正後											
1.65	1.675	1.7	1.675											

項目7 特別職の常勤職員の給与等に関する条例の一部改正（第7条関係）

項 目	改 正 内 容	備 考								
期末手当	年間支給月数の引上げ（3. 30月→3. 35月）に係る12月期の支給月数の改正 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">6月期</th> <th colspan="2">12月期</th> </tr> <tr> <th>現 行</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 575</td> <td>1. 725</td> <td>1. 775</td> </tr> </tbody> </table>	6月期	12月期		現 行	改正後	1. 575	1. 725	1. 775	平成30年12月1日 適用
6月期	12月期									
	現 行	改正後								
1. 575	1. 725	1. 775								

項目8 特別職の常勤職員の給与等に関する条例の一部改正（第8条関係）

項 目	改 正 内 容	備 考												
期末手当	6月期と12月期の支給月数の改正（3. 35月） <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2">6月期</th> <th colspan="2">12月期</th> </tr> <tr> <th>H30. 12以降</th> <th>改正後</th> <th>H30. 12以降</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 575</td> <td>1. 675</td> <td>1. 775</td> <td>1. 675</td> </tr> </tbody> </table>	6月期		12月期		H30. 12以降	改正後	H30. 12以降	改正後	1. 575	1. 675	1. 775	1. 675	平成31年4月1日 施行
6月期		12月期												
H30. 12以降	改正後	H30. 12以降	改正後											
1. 575	1. 675	1. 775	1. 675											

項目9 大分県議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部改正（第9条関係）

項 目	改 正 内 容	備 考								
期末手当	年間支給月数の引上げ（3. 30月→3. 35月）に係る12月期の支給月数の改正 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">6月期</th> <th colspan="2">12月期</th> </tr> <tr> <th>現 行</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 575</td> <td>1. 725</td> <td>1. 775</td> </tr> </tbody> </table>	6月期	12月期		現 行	改正後	1. 575	1. 725	1. 775	平成30年12月1日 適用
6月期	12月期									
	現 行	改正後								
1. 575	1. 725	1. 775								

項目10 大分県議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部改正（第10条関係）

項 目	改 正 内 容	備 考												
期末手当	6月期と12月期の支給月数の改正（3. 35月） <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2">6月期</th> <th colspan="2">12月期</th> </tr> <tr> <th>H30. 12以降</th> <th>改正後</th> <th>H30. 12以降</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 575</td> <td>1. 675</td> <td>1. 775</td> <td>1. 675</td> </tr> </tbody> </table>	6月期		12月期		H30. 12以降	改正後	H30. 12以降	改正後	1. 575	1. 675	1. 775	1. 675	平成31年4月1日 施行
6月期		12月期												
H30. 12以降	改正後	H30. 12以降	改正後											
1. 575	1. 675	1. 775	1. 675											

項目11 特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例の一部改正（第11条関係）

項 目	改 正 内 容	備 考
給料表改定	特別職秘書給料表の全ての号給の給料月額引上げ （一般職の職員に準じて改定）	平成30年4月1日 適用

項目12 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正（第12条関係）

項目	改正内容										備考		
扶養手当	平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間の扶養手当の経過措置額の引上げ（子に係る扶養手当を500円引上げ）										平成30年4月1日適用		
		29年度	30年度	31年度	32年度		29年度	30年度	31年度	32年度			
	配偶者	7級まで	12,500	9,500	7,500	6,500	配偶者	7級まで	12,500	9,500	7,500	6,500	
		8級	10,000	6,500	3,500	→		8級	10,000	6,500	3,500	→	
		9級	10,000	6,500	3,500	0		9級	10,000	6,500	3,500	0	
	子		7,500	8,500	9,500	10,000	子		7,500	9,000	9,500	10,000	
	父母等	7級まで	6,500	→	→	→	父母等	7級まで	6,500	→	→	→	
		8級	6,500	→	3,500	→		8級	6,500	→	3,500	→	
		9級	6,500	→	3,500	0		9級	6,500	→	3,500	0	
	配偶者が ない 場合の 一人目	子		10,000	→	→	子		10,000	→	→	→	
		父母等	7級まで	9,000	8,000	7,000	6,500	父母等	7級まで	9,000	8,000	7,000	6,500
			8級	9,000	6,500	3,500	→		8級	9,000	6,500	3,500	→
		9級	9,000	6,500	3,500	0		9級	9,000	6,500	3,500	0	

附 則（第1項～第8項）

項	内 容
第1項	施行期日 この条例は、平成31年3月31日までの間において、規則で定める日から施行する。 ただし、第2条、第4条、第6条、第8条、及び第10条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
第2項	第1条、第3条、第5条、第11条及び第12条について、給料表・初任給調整手当・扶養手当等の改定の適用日：平成30年4月1日
第3項	第1条の平成30年12月に支給される勤勉手当の支給率及び第3条の任期付職員・第5条の任期付研究員・第7条の特別職・第9条の議員の平成30年12月に支給される期末手当の支給率の改定の適用日：平成30年12月1日
第4項	平成30年4月1日（切替日）前の異動者の号給の調整 切替日前に職務の級を異にして異動した職員等については、切替日において異動した職員との権衡から調整を行う。
第5項	切替日から施行日前の異動者の号給 施行日前に職務の級を異にして異動した職員等の号給は、人事委員会の定めるところによる。
第6項	施行日から平成31年3月31日までの間の異動者の号給の調整 施行日後に職務の級を異にして異動した職員等については、切替日において異動した職員との権衡から調整を行う。
第7項	給与等の内払 改正前の給与条例、任期付職員条例、任期付研究員条例、特別職給与条例、議員報酬条例及び特別職秘書給与条例に基づいて支給された給与等は、改正後の各条例の規定による給与等の内払とみなす。
第8項	人事委員会規則への委任 附則第4項から前項までに定めるもののほか、この条例に関し必要な事項は、人事委員会で定める。

職員等の旅費に関する条例の一部改正について

1 改正理由

職員が、自家用車を利用した公務旅行を命じられた場合に支給する車賃の額について、他県の状況等を踏まえ、改正するもの。

2 改正内容

○ 車賃の額の変更（第19条関係）

職員等の旅費に関する条例施行規則（昭和26年大分県規則第31号）で定める定額（車賃定額表）を廃止し、車賃の額を1kmにつき25円に見直すもの。

《現行》

第19条 車賃の額は、一般乗合用バスの旅客運賃を基準として規則で定める定額又は実費額とする。

（職員等の旅費に関する条例施行規則別表第3）

車賃定額表

距離	金額
2km未満	160円
2km以上3km未満	200円
3km以上4km未満	240円
・	・
・	・
・	・



《改正後》

第19条 車賃の額は、1キロメートルにつき25円又は実費額とする。

3 施行期日

平成31年4月1日

公の施設の指定管理者の指定について

新たに設置又は平成30年度末をもって指定期間が満了する教育委員会(土木建築部)関係の公の施設の指定管理について、次のとおり指定管理者として指定するもの。

1. 大分スポーツ公園、高尾山自然公園及び(新規)大分県立武道スポーツセンター

【公募/指定期間5年：平成31年4月1日～平成36年3月31日】

指定管理候補者	提案価格	債務負担行為額	選定委員会における評価
株式会社 大宣 代表取締役社長 朝倉 弘美	2,884,350 千円	2,888,361 千円	<ul style="list-style-type: none"> ・大分スポーツ公園及び武道スポーツセンターにおける大会・イベント調整や施設の維持管理等を一元的に行う体制が確保されている。 ・武道スポーツセンターについては、一部の業務を類似施設の運営実績が豊富な専門事業者へ委託する体制が整っており、全国展開している人気教室の実施等、具体的な提案もされている。 ・地域住民やNPO等と「大分スポーツ公園サポーターズクラブ」を組織し、協働して清掃活動等を行う関係が築かれており、地域に密着した管理運営が可能である。

(参考：目標指標及び目標値)

目標指標	H31	H32	H33	H34	H35
利用者数(単位：人)	1,472,000	1,457,000	1,471,000	1,483,000	1,493,000
うち スポーツ公園・高尾山	1,308,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000
武道スポーツセンター	164,000	257,000	271,000	283,000	293,000

公の施設の指定管理者の指定について

平成30年度末をもって指定期間が満了する教育庁関係の公の施設の指定管理について、次のとおり指定管理者として指定するもの。

1. 施設：大分県立庄内屋内競技場
2. 選定方法：任意
3. 指定期間：5年：平成31年4月1日～平成36年3月31日

指定管理候補者	提案価格	債務負担行為額	外部有識者意見聴取及びパブリックコメント結果
由布市 市長 相馬 尊重	なし※	なし	(外部有識者) <ul style="list-style-type: none"> ・由布市を指定管理者とすることは妥当である。 ・総合型クラブによるソフトテニスの利用や高齢者の健康増進・子どものレクリエーションの場としての利用が見込まれる。 ・ライフル射撃競技における地元の由布高校ライフル射撃部の活躍と今後の当該競技の普及振興が一層図れる。 (パブリックコメント) <ul style="list-style-type: none"> ・意見なし

※指定管理者に利用料金を収入として収受させ費用を賄う。

(参考：目標指標及び目標値)

(単位：人)

目標指標	H31	H32	H33	H34	H35
利用者数	7,800	7,800	7,800	7,800	7,800

損害賠償の額の決定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するもの

1 事故の概要

平成30年9月30日午後2時頃、台風24号の強風により、佐伯鶴城高校南側裏門付近に設置していた立て看板が飛ばされ、市道を挟み同校の南側にある染矢杲雄氏の所有するカーポートの屋根に当たり、このため屋根の一部が損傷したもの

2 相手方及び賠償額等

ソメヤ タカオ

- ・氏 名: 染矢 杲雄 氏
- ・住 所: 佐伯市城下東町5番29号
- ・損害箇所: 自宅前カーポート屋根の一部
- ・賠償額: 51,300円(上記修繕代)

3 県(学校)の瑕疵について

県に管理上の瑕疵があり、相手方に損害賠償を行う必要がある。

- ・アルミ製板状であり、軽量で風の影響を受けやすい構造であったこと
- ・上部看板部分は差し込み式であり、十分に固定されていなかったこと

4 専決年月日

平成30年11月2日

